

# 令和4年7月15日からの大雨による災害に係る森林復旧費用補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、令和4年7月15日からの大雨による災害（以下「災害」という。）により地盤の崩落等の被害を受けた森林の土砂等を撤去する工事（以下「撤去工事」という。）を行う者に対し、撤去工事に要する費用の軽減を図るため、予算の範囲内において、令和4年7月15日からの大雨による災害に係る森林復旧費用補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、栗原市補助金等交付規則（平成17年栗原市規則第39号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において「森林」とは、栗原市に所在する木竹が集団で生育している土地及びその土地の上にある立木竹又は木竹の集団的な生育に供される土地をいう。ただし、主として農地又は住宅若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。

2 この要綱において「森林所有者」とは、権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。

## (補助対象者等)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、災害により森林に被害を受けた森林所有者であって、個人の場合にあっては、当該者及びその者が属する世帯の全員が市税を滞納していないもの、法人の場合にあっては、当該法人及び当該法人の役員が市税を滞納していないものとする。

2 補助金の交付対象となる費用（以下「補助対象経費」という。）は、令和4年7月15日以後に着手し、令和5年3月31日までに完了する撤去工事（請負契約等により建設業者等が施工する撤去工事に限る。以下同じ。）に要する費用とする。

## (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額（当該金額が5万円に満たないときは、零）とし、限度額は100万円とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

## (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、令和5年2月28日までに、令和4年7月15日からの大雨による災害に係る森林復旧費用補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 被災した森林の位置が確認できる書類

(2) 被災状況が分かる写真（撤去工事が完了している場合は、撤去工事前後の写真

)

- (3) 撤去工事費用の見積書の写し（撤去工事が完了している場合は、領収書の写し又は支払の事実が確認できる書類）
- (4) 申請者が個人の場合にあっては、当該者及び当該者が属する世帯の全員が、所有者等が法人の場合にあっては、当該法人及び当該法人の役員が、市税を滞納していないことを証明する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、申請者の同意を得た上で、市の保有する公簿等により申請に必要な事項を確認することができたときは、前項第4号に掲げる書類の提出を省略させることができる。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、令和4年7月15日からの大雨による災害に係る森林復旧費用補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた申請内容を変更し、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ令和4年7月15日からの大雨による災害に係る森林復旧費用補助金変更等承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、令和4年7月15日からの大雨による災害に係る森林復旧費用補助金変更等承認通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知しなければならない。

（事業実績報告）

第8条 補助事業者は、撤去工事が完了したときは、速やかに令和4年7月15日からの大雨による災害に係る森林復旧費用補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 撤去工事費用の領収書の写し又は支払の事実が確認できる書類
- (2) 撤去工事後の写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の取消し及び返還）

第9条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたときは、交付決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。  
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条の規定の適用については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。